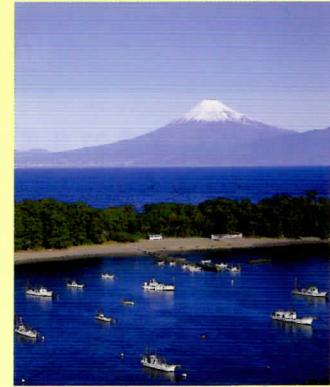


協力雇用主とは

犯罪や非行歴のために仕事に就くことが難しい人たちを、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する事業主です。



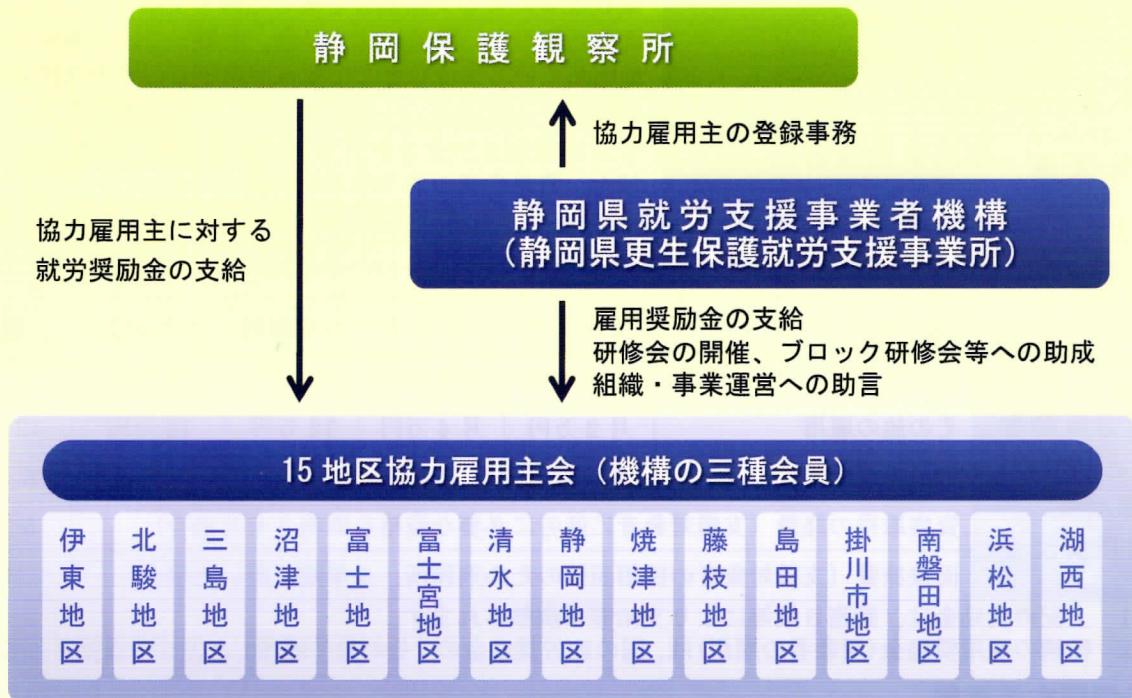
(写真提供：静岡県観光協会)

協力雇用主の登録と地区協力雇用主会への入会について

協力雇用主になるためには、静岡保護観察所(以下「観察所」)に登録し、地区協力雇用主会に入会する必要があります。

登録手続きは、観察所が行いますが、登録関係書類は静岡県更生保護就労支援事業所を経由して観察所に提出することになります。

観察所に協力雇用主として登録後、地区協力雇用主会に入会いただきます。地区協力雇用主会は、県内 15 地区に設置されています。



協力雇用主に登録し就労支援にご協力をお願いします。

“幅広い業種の参加をお願いします”

令和 2 年 7 月 1 日現在の県内の協力雇用主数は 554 社で、その内訳は右図のとおりです。

支援対象者の求職希望は多様なものがあります。

国では、建設業以外の業種がおおむね全体の 5 割となることを目標に、幅広い業種の協力雇用主の増加に努めることとしています。

多くの事業者の参加をお願いします。

協力雇用主の業種別内訳

